4　法第七十八条の二第三号の他の官職の職務を行うと仮定した場合において当該幹部職員が当該他の官職に現に就いている他の職員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として人事院規則で定める要件は、当該他の官職の職務の特性並びに当面の業務の重要度及び困難度を考慮して人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき判断した結果、当該幹部職員が当該他の職員より優れた業績を挙げることが十分見込まれることとする。

5　法第七十八条の二第三号の人事院規則で定めるその他の場合は、同号及び前二項中「他の官職」を「現官職と同じ職制上の段階に属する官職（当該幹部職員が在職している府省等（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局及び各府省並びに宮内庁及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項に規定する各機関並びに各特定独立行政法人をいう。以下同じ。）又は常勤の職員として在職していた府省等に置かれる官職に限る。）」と読み替えてこれらの規定を適用した場合に、第三項に規定する要件に該当し、又は前項に規定する要件に該当しないことにより、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合とする。

6　前各項の規定は、条件付採用期間中又は条件付昇任期間中の幹部職員については、適用しない。

第八条中「前条第一項の」を「第七条第一項又は第二項の」に、「前条第一項に」を「第七条第一項に」に改める。

第九条中「（職員の任免）」を削る。

第十一条中「（平成十一年法律第八十九号）」を削る。

第十四条中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

（人事院規則一一―八の一部改正）

第十七条　人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「、行政改革推進本部国家公務員制度改革事務局長」を削る。

（人事院規則一一―一〇の一部改正）

第十八条　人事院規則一一―一〇（職員の降給）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第八条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

（人事院規則一五―一四の一部改正）

第十九条　人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第十条中「、規則一〇―三（職員の研修）第六条の規定による日常の執務を離れての研修のうち」を削り、「受ける研修」の下に「（人事院が定める基準を満たすものに限る。）」を加える。

（人事院規則二四―〇の一部改正）

第二十条　人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第八条第五項」を「第八条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第十三条第一項中「第八条第五項」を「第八条第六項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日から施行する。ただし、第二条（規則一―四に第百三項を加える部分に限る。）及び第十四条並びに附則第四条、第六条（規則一―三四別表の三の表の改正規定に限る。）、第七条（第六条の規定による改正前の規則一―三四別表の三の表規則一〇―九（民間派遣研修）の項に掲げる人事管理文書の保存期間に係る部分に限る。）及び第九条（規則一―五七第一条第一項の表規則一〇―九（民間派遣研修）の項を削る部分に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

（第三条の規定による人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第三条の規定による改正前の規則一―三四別表の三の表規則一〇―三（職員の研修）の項及び十四の表官民人事交流法の項に掲げる人事管理文書（同条の規定による改正後の規則一―三四別表の十四の表官民人事交流法の項に掲げるものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。

（人事院規則八―一二の一部改正に伴う経過措置）

第三条　任命権者は、この規則の施行の日から国家公務員法等の一部を改正する法律附則第三条第二項の政令で定める日までの間（以下この条において「経過期間」という。）において選考により職員を規則八―一二第十八条第三項に規定する特定幹部職（次項において「特定幹部職」という。）に採用しようとする場合には、同項の規定にかかわらず、人事院と協議しなければならない。

2　経過期間において職員を特定幹部職に採用し、又は昇任等させようとする場合（規則八―一二第三十条第一項に規定する「昇任等させようとする場合」をいう。次項において同じ。）における同規則第二十四条から第二十七条まで、第二十九条、第三十条第一項（第一号に係る部分を除く。）及び第三十六条の規定の適用については、なお従前の例による。

3　この規則の施行の日から起算して三月を超えない範囲内において人事院が別に定める日までの間において、職員を法第三十四条第一項第六号に規定する幹部職又は同項第七号に規定する管理職に昇任等させようとする場合における規則八―一二第三十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（人事院規則一〇―三の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第十四条の規定による改正前の規則一〇―三第三条第二項後段及び第三項並びに第四条第三項の規定は、国家公務員法等の一部を改正する法律が施行されるまでの間は、なおその効力を有する。

（人事院規則一―二四の一部改正）

第五条　人事院規則一―二四（公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三条第一項」を「第三条第四項」に改める。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第六条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の一の表規則八―一二（職員の任免）の項中「第十八条第一項第四号又は第七号」を「第十八条第一項第六号又は第九号」に、「第十八条第二項」を「第十八条第三項」に改める。

別表の三の表規則一〇―三（職員の研修）の項中「第八条」を「第九条」に、「第九条」を「第十条」に改め、同表規則一〇―九（民間派遣研修）の項を削る。

（前条の規定による人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第七条　前条の規定による改正前の規則一―三四別表の一の表規則八―一二（職員の任免）の項及び三の表規則一〇―九（民間派遣研修）の項に掲げる人事管理文書（同条の規定による改正後の規則一―三四別表の一の表規則八―一二（職員の任免）の項に掲げるものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。

（附則第三条第一項の協議に関する文書等の保存期間の取扱い）

第八条　附則第三条第一項の協議に関する文書等に対する附則第六条の規定による改正後の規則一―三四の規定の適用については、同規則別表の一の表規則八―一二（職員の任免）の項中「（職員の任免）」とあるのは「（職員の任免）及び規則一―六二（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）」と、「第十八条第三項又は第三十一条」とあるのは「規則八―一二第十八条第三項若しくは第三十一条又は規則一―六二附則第三条第一項」とする。

（人事院規則一―五七の一部改正）

第九条　人事院規則一―五七（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表規則一〇―九（民間派遣研修）の項を削り、同表規則一一―四（職員の身分保障）の項を次のように改める。

規則一一―四（職員の身分保障）	第七条の二第五項	及び各府省	、各府省及び復興庁
	第十一条	機関	機関、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十五条第一項の復興推進委員会